

産業廃棄物処理施設 維持管理情報の公表

平成 23 年 3 月
福岡市環境局 産業廃棄物指導課

平成 23 年 4 月 1 日から、産業廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場、石綿熔融施設、PCB 等処理施設）の設置者は、当該施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報を、インターネットの利用（インターネットでの公表が困難な場合は、CD-ROM の配布、紙媒体の記録の閲覧等の方法）により公表しなければなりません。

なお、維持管理情報の公表期間は、「公表の時期」にそれぞれ掲げる日から 3 年間です。

根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 3 第 2 項

同法施行規則第 12 条の 7 の 2 各号（公表事項）及び第 12 条の 7 の 3 各号（公表時期）

焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）：9 項目

公表する項目		公表の時期
1	維持管理に関する計画	常時
2	処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
3	燃焼室中の燃焼ガスの温度	(1)測定を行った位置 (2)測定結果の得られた年月日 (3)測定の結果 測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
4	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合は集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）	
5	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度	
6	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合、焼成炉中の温度	
7	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	除去を行った日の属する月の翌月の末日
8	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1 年に 1 回以上）	(1)排ガスを採取した位置 (2)排ガスを採取した年月日 (3)測定結果の得られた年月日 (4)測定の結果 測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
9	ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物に関するものに限る。6 月に 1 回以上）	

※PCB 等の焼却施設のみ適用される項目は省略しています。

※平成 10 年 6 月 17 日より前に設置の許可を受け、同日以後変更許可を受けたことがないものについては、今後変更許可を受けるまでの間に限り「1 維持管理に関する計画」の公表が免除されます。（平成 22 年改正法附則第 4 条第 3 項）